

令和8年6月15日

公 告

陸上自衛隊
航空学校宇都宮校
分校長 中 藺 伸 吾

栃木県宇都宮市上横田町1360に所在する陸上自衛隊北宇都宮駐屯地において、令和8年度から売店等を設置し経営を行う業者について、下記のとおり募集します。

記

1 公募に付する事項

(1) 設置業種

- | | |
|--------------|------|
| ア 物品販売（コンビニ） | 1 店舗 |
| イ クリーニング取次店 | 1 店舗 |

(2) 設置場所

栃木県宇都宮市上横田町1360
陸上自衛隊北宇都宮駐屯地厚生センター内

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 設置方法

国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可による設置

4 公募期間

令和8年6月15日（月）～令和8年7月14日（火）

5 募集要領等の取得方法

(1) 電子データによる取得方法

陸上自衛隊東部方面会計隊HP（「東部方面会計隊 公募」で検索）

<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/koubo.html>

北宇都宮駐屯地HP（「北宇都宮駐屯地 公式」で検索）

<https://www.mod.go.jp/gsdf/kitautunomiya/>

(2) 上記によりがたい場合は8項の「問い合わせ先」に連絡をお願いします。

6 公募に関する説明（現場説明を含む）

説明会の日時は指定しないので、随時、8項の「問い合わせ先」の担当者と調整してください。

7 その他

細部は、募集要領及び仕様書を確認してください。

8 問い合わせ先

〒321-0106

栃木県宇都宮市上横田町1360 陸上自衛隊北宇都宮駐屯地

航空学校宇都宮校 総務課 厚生班（担当：長谷川、橋本）

電話 028-658-2151（内線250）

e-mail su8461-avnsh@inet.gsdf.mod.go.jp